



※台風・豪雨・大雪・地震
などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

「保険金が使える」という

住宅修理サービスでの

トラブルにご注意!

保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合などにはすぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル

1 自己負担 ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。



トラブル

2 強引な 契約

保険申請も代行します!
契約書はあとで
持ってきますよ。



トラブル

3 うその理由 で請求

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう!



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

ストップ!!

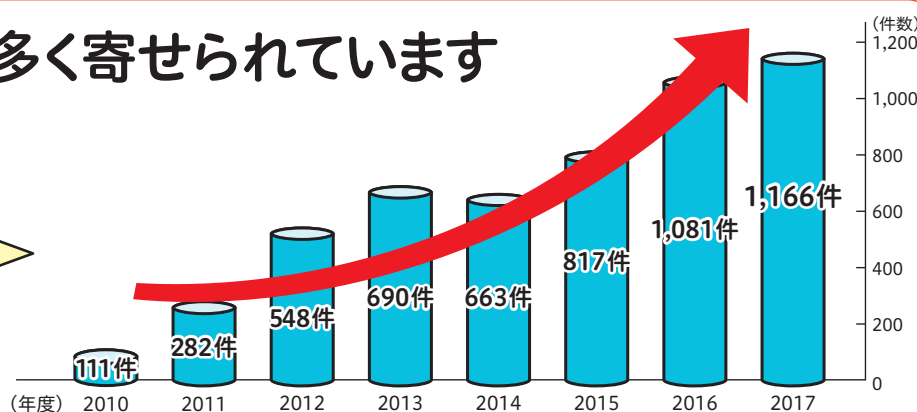
住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前**にご加入先の**損害保険会社または代理店**にご相談をお願いいたします。

あなたの 身近 でも 増えて います

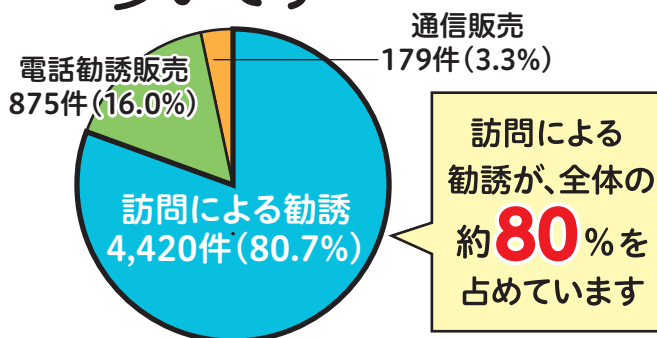
～「保険金が使える」という住宅修理トラブルの相談～

1 トラブル相談が多く寄せられています

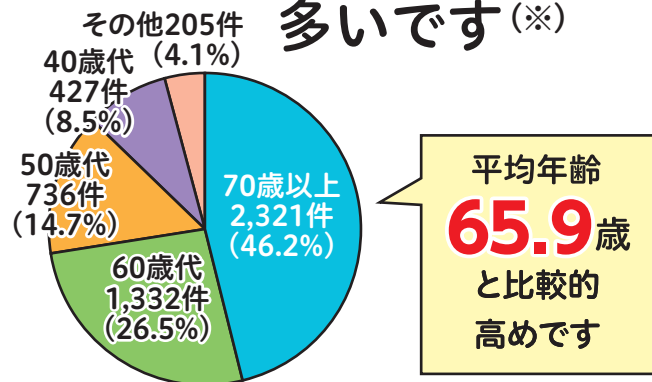
2010年度の
約10倍
となっています



2 訪問による勧誘が多いです(※)



3 高齢者からの相談が多いです(※)



※2008年度から2017年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

データは2018年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

事例

数日前、災害を調査している機関を名乗った電話があり「負担額なく屋根の修理ができる」と言われたので自宅に来てもらった。自宅に来た業者は、「大雪の影響で屋根の樋がずれている。費用は保険会社から出るのだからあなたの負担はない。保険会社との交渉はすべて業者が行う」と言われたので、負担額がなくできればよいと思い契約書に印鑑を捺した。

書面はすべて業者が持ち帰ったので手元にない。契約書が手元にないうえ「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらう」と言われており不安だ。解約したい。

(2018年2月受付 契約者: 80歳代 男性 栃木県)
国民生活センター相談事例を加工



損害保険に
関する
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

<全国共通・通話料有料>

※ IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付日: 月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く) 受付時間: 午前9時15分～午後5時

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

身近な消費相談窓口につながります!



保険金不正請求 ホットライン

専用フリーダイヤル: 0120-271-824

うその理由で保険金を申請するように勧められた場合については上記ホットラインにお電話いただきますようお願いいたします。

一般社団法人 日本損害保険協会

2018.09